

# 会長からの依頼事項

## 労働災害対策、待ったなし！死亡災害の続発を防ごう！！

通達

令和6年12月3日、群馬労働局労働基準部長から労働災害防止対策の徹底要請を受け、死亡災害が多発している状況を鑑み、あらためて会員各社は建設現場における再発防止レベルを高め、取り組んでください

### 建設業の三大災害

「墜落・転落災害」、「建設機械・クレーン等災害」、「倒壊・崩壊災害」

#### ■ 墜落・転落災害の防止

高さ2m以上の箇所、作業床の端、開口部等は、墜落災害防止のため、足場の設置、手すり等の設置をしてください。また、はしごや脚立からの墜落災害を防止するため、確実に固定して下さい。

#### ■ 建設機械等災害の防止

建設機械等の作業範囲内への労働者の立ち入りを禁止してください。なお、立ち入らせる場合は、必ず誘導員を配置し一定の合図により立ち入りを許可してください。また、建設機械等を使用する場合、逸走防止措置や、運行経路等を示した作業計画を定め情報共有してください。

#### ■ 崩壊・倒壊災害の防止

掘削面は、地山の状況に応じた安全な勾配としてください。また、作業開始前に必ず地山の点検をしてください。また、建築物の解体を行う時には、建築物の損傷程度や周囲の状況を事前に調査し作業計画を定め実施してください。

#### ■ 感電災害の防止

作業開始前、必ず機器の配置を確認し、作業箇所が電気を帯びているか事前に調査して下さい。

#### ■ 労働者への注意喚起

危険予知活動、ヒヤリハット運動の徹底を図るとともに、作業内容や手順の周知徹底を行ってください。また、労働者の健康状態を把握するとともに、墜落制止用器具の使用と保護帽着用の徹底、新規入場者への安全衛生教育を行ってください。

#### ■ 危険性の高い作業の安全管理

現場監督による作業巡視や、リスクアセスメントの実施と、安全パトロールを行ってください。



一般社団法人群馬県建設業協会

〒371-0846 群馬県前橋市元総社町2-5-3 TEL 027(252)1666

どんな小さな事故も  
おこさない！！